



佐賀県公報

平成18年
12月20日
(水曜日)
第 12846号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採

ることができるとるべき応急入院指定病院の認定 (七三七・健康増進課) 一

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採

ることができるとるべき応急入院指定病院の指定 (七三八・") 一

○道路の区域の変更 (七三九・道路課) 一

○道路の供用開始 (七四〇・") 二

○ " (七四一・") 二

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商 工 課) 二

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三

○一般国道四四四号福富佐賀道路の環境影響評価方法書 (道 路 課) 三

○ 告 示

●佐賀県告示第七百三十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十二條の四第四項後段及び第三十三條第四項後段の規定による特例措置を採ることができるとるべき精神病院として次のものを認定した。

平成十八年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	認 定 日
医療法人松籟会 唐津保養院	唐津市鏡四三〇四番地一	平成一八・一二・一

●佐賀県告示第七百三十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三條の四第一項の規定により、同条第二項後段の規定による特例措置を採ることができるとるべき応急入院の指定精神病院として次のものを指定した。

平成十八年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	指 定 日
医療法人松籟会 唐津保養院	唐津市鏡四三〇四番地一	平成一八・一二・一

●佐賀県告示第七百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月二十日から平成十九年一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路		変更前後の別	区 域	
	区 間	の		幅員	延長
杉山小城線 県道	小城市小城町岩蔵字中川原一九〇五番一地从先から 小城市小城町松尾字二本三七八四番六地先まで	後	一六・六	一・一・〇	二二八・四

◎佐賀県告示第七百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十二月二十日から平成十九年一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町三王崎字二本松八九番一〇地先から 小城市芦刈町三王崎字牛王一〇九番二地先まで	平成一八・一二・二一

◎佐賀県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十二月二十日から平成十九年一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坊所城島線	三養基郡みやき町大字市武字一本松一三九七番一 地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一五七〇番地 先まで	平成一八・一二・二八

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年12月20日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアアメリ神埼店
佐賀県神埼市神埼町田道ケ里字駅二本松2306番1の一部

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

ナチュラル株式会社
代表取締役 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

ナチュラル株式会社
代表取締役 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年7月31日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,499平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

<p>敷地内南側 68台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 44台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側 40平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物東側 10.4立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後11時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地南側 2箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 平成18年11月30日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成18年12月18日から 平成19年4月17日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した</p>	<p>意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成18年12月20日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 伊万里市東山代町里字新田177番201から177番203まで及び177番205から177番239まで</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 伊万里市二里町中里字長谷甲1417番地22 株式会社伸建設工業</p> <p>環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条の規定により、一般国道444号福富鹿島道路の環境影響評価方法書を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。</p> <p>平成18年12月20日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 事業者の氏名及び住所 佐賀県知事 古川 康</p> <p>2 対象事業の名称、種類及び規模 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>(1) 名称 一般国道444号福富鹿島道路</p> <p>(2) 種類 道路</p> <p>(3) 延長 約9キロメートル</p> <p>3 対象事業が実施されるべき区域</p>
---	---

(白) 佐賀県杵島郡白石町福富
(空) 佐賀県杵島郡白石町深浦

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
杵島郡白石町

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 佐賀県交通政策部道路課

イ 佐賀県佐賀土木事務所

ウ 佐賀県武雄土木事務所

エ 白石町役場建設部工務課

オ 白石町役場白石支所地域業務課

カ 白石町役場福富支所地域業務課

(2) 縦覧期間

平成18年12月20日（水）から平成19年1月19日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日までには縦覧できません。
12月29日から1月3日までについては、役場本庁及び各支所で縦覧できません。

(3) 縦覧時間

8時30分から17時まで

6 意見書の提出

環境影響評価方法書について環境の保全の見地から意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができます。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 意見書の提出期限

平成18年12月20日（水）から平成19年2月2日（金）まで

(2) 意見書の提出先

佐賀県交通政策部道路課

郵便番号840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

(3) その他提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載してください。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷